

倉吉市訓令第1号

倉吉市例規審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年2月8日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市例規審査会規程の一部を改正する訓令

倉吉市例規審査会規程（昭和48年倉吉市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会長)</p> <p>第5条 会長は、審査会を代表し、<u>審査会の会議</u>の議長となる。</p> <p>2 略</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 会長は、倉吉市企画審議会規程（平成9年倉吉市訓令第5号）<u>第3条第6号の規定により企画審議会の審議に付されるべき事項について、審査会の会議に諮らなければならない。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(主務課長等の審査会の出席)</p> <p>第8条 主務課長は、審査会に出席し、立案の趣旨を説明しなければならない。<u>ただし、会長が特に必要がないと認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p> <p><u>(要綱等の制定改廃についての意見照会)</u></p> <p>第8条の2 会長は、<u>要綱その他の規程の制定改廃であって第6条第1項の会議（同条第3項の規定により書類の持回りを持って代える場合を含む。）に付されるべき事項でないものその他の審査会の審査事項に当たらないものについて、必要があると認めるときは、当該制定改廃の内容について、委員に意見を求めることができる。</u></p>	<p>(会長)</p> <p>第5条 会長は、審査会を代表し、会議の議長となる。</p> <p>2 略</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 会長は、倉吉市企画審議会規程（平成9年倉吉市訓令第5号）の規定に<u>基づく審議に付すべき第2条各号に規定する案件の回付を受けたときは、会議を開かななければならない。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(主務課長等の審査会の出席)</p> <p>第8条 主務課長は、審査会に出席し、立案の趣旨を説明しなければならない。</p> <p>2 略</p>

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。